

堺個審答申第98号
(答申第133号)
令和3年1月26日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 石橋徹也



答 申

令和3年1月15日付け堺イノ推第3715号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	電子申請システムの機能追加について（窓口支援機能）
分類	条例第9条第2項【電子計算機処理の制限—重要な変更の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	ICTイノベーション推進室 ICT推進担当
審議日	令和3年1月18日（第184回）

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和3年1月15日付けで堺市個人情報保護条例9条2項及び同条3項2号に基づき諮問した「電子申請システムの機能追加について（窓口支援機能）」は、以下の留意事項を遵守するとともに、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

窓口支援機能の運用開始までに、本件機能を利用する事務手続き及び所管課名を確定させ、当審議会に報告すること。

また、今後、窓口支援機能を利用する事務手続きが新たに追加される場合、事前に、事務手続き及び所管課を当審議会に報告すること。